

第 27 回生産物分類策定研究会（意見交換） 議事概要

- 1 日 時 令和 2 年 6 月 12 日（金）9:30～12:00
- 2 場 所 書面開催（但し、構成員及び審議協力者とは、上記の日時に web による意見交換を実施）
- 3 出席者 （構成員）宮川座長、菅構成員、牧野構成員、居城構成員
（審議協力者）中村審議協力者
（オブザーバー）経済産業省
- 4 議 題
 - 1 研究会における意見等を踏まえた対処方針（案）について
 - ・第 26 回研究会（E 製造業①）
 - 2 個別分野の検討について
 - ・E 製造業②（09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業（家具を除く）、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、32 その他 の製造業）
 - 3 その他

5 概 要

事務局から、資料に基づき、第 26 回研究会における意見等を踏まえた対処方針（案）（E 製造業①）及び「E 製造業②」に係る生産物分類の分類原案について説明があった。

主な意見は以下のとおり。

- 【1 第 26 回研究会（E 製造業①）における意見等を踏まえた対処方針（案）について】
(資料 1－2 補足 1 のうち「履物」について)
- 生産物分類（案）の「運動用靴・履物」の定義・内容例示は、従来案の運動用革靴の内容例示のままである。革製以外の「運動用靴・履物」についても記載するべきである。
 - 運動用革靴以外の運動用靴も入るという認識である。確認し、該当するものがあれば記載を行う。
 - スニーカーはどこに含まれるか。
 - スニーカーについては、もともとは運動用靴であったとしても、運動用に使用されていないというようなこともある。該当する分類項目については確認を行う。
 - 生産物分類（案）では「紳士用靴・履物」と「婦人用・子供用靴・履物」とに区分されているが、婦人用靴（例えば、ハイヒールなど）と子供用靴は同じ分類項目に入れても問題ないか。
 - 紳士用靴、婦人用靴又は子供用靴については、年齢により区分することは難しいため、

区分をするとすれば、サイズで行うしかないと考える。

- 従来案では「紳士用革靴」を23cm以上としているが、婦人用でも23cm以上の靴はあると思われる。そもそも、性別等で区分しないということも考えられる。
- 國際購買力平価プログラムの品目や家計収支項目分類などを踏まえてNAPCSも男子靴、婦人靴又は子供靴といった区分をしていることから考えると、性別等で分かれていた方が良いと考える。
- 「履物」については、この案では工業統計の品目よりかなり集約されている。工業統計の品目を設定する必要があるのであれば、詳細分類では工業統計の品目を活かしながら、統合分類レベルでは用途分類とするようにしても良いと思われる。経済産業省では工業統計の品目を集約してしまっても問題はないか。
- 工業統計でこの生産物分類(案)を使用することは考えにくい。
- 生産物分類は経済センサスでは使用されるようになると思われるが、工業統計が生産物分類を使用しないと、工業統計とは接続が出来ないということになり、複雑な話になると考えられる。
- 工業統計の品目と生産物分類(案)とがどのように結びつくかについては、確認を行う。
- 経済センサスと工業統計とで異なる品目を使用するのかについては、確認をお願いしたい。なお、今回の意見を受けて今後検討する内容については、再度議論を行う予定か。
- 次回以降の研究会において修正案の検討を行っていただく。

(資料1－2 補足1のうち「手袋」及び「台所・食卓用品」について)

設定された生産物分類(案)（「手袋」については素材の違いにより用途が異なることから、工業統計の品目とほぼ同じ内容で設定し、「台所・食卓用品」については詳細分類レベルでは工業統計の品目と変えず、統合分類を用途でまとめて設定）のとおり了承された。

(資料1－2 補足2について)

- バージンパルプから作られた新品の紙も古紙から作られた再生紙も、ともに製造されるものは紙であるが、この場合も生産物分類では別の生産物に分けることが妥当か。
 - 社会全体として環境に配慮する傾向があることや、これらについては質が異なることから、生産物分類において新品の紙と再生紙を区分してもよいと考える。なお、実際には、原材料の割合が半分ずつといった紙もある。
 - 新品の紙や再生紙の内容例示等に、使用する原料の割合を記載するかどうかについては、業界などにおいてどのような整理がされているかを確認する必要がある。
また、なぜこれらを分けるのかについては、産業分類で分かれていないことから生産物分類で分けるということではなく、これらは品質が違う、あるいは用途が違うという理由により分ける必要があると整理をすべきである。
 - 本日の研究会資料（資料2－1）では、まだ新品の紙と再生紙とを区分してはいない

が、本日の議論を踏まえ、再生紙の定義を確認し、分類項目の設定を検討する。

(資料 1－2 補足 3 のうち「エアコンディショナ」について)

- 生産動態統計と工業統計におけるエアコンディショナは、そもそも品目を区分するコンセプトが異なっており、両者を接続すること自体が難しいので、生産物分類においては生産動態統計の品目は考えず、工業統計の品目に従って区分するという方針で良いか。
 - エアコンディショナを家庭用と業務用に区分することについては、実際の使用者がどちらかということにより区分するのではなく、生産者が想定する用途により区分するということであれば、理解できる。
 - エアコンディショナについては、工業統計の品目の合計値と生産動態統計の品目の合計値は、全体としては対応していると考えられるため、問題はないと思われる。
 - エアコンディショナについては、統計委員会の国民経済計算体系的整備部会でも議論が行われたが、生産物分類としては工業統計の品目により設定することで問題はないと考える。

(資料 1－2 補足 3 のうち「電気照明器具」について)

「電気照明器具」については、工業統計と生産動態統計とで品目の範囲にずれがある。生産物分類(案)については次回の研究会までの間に検討し、設定案を示す。なお、工業統計では例示の一つとされている LED 器具についても詳細分類を立てる方向で検討する。

(資料 1－2 補足 4 について)

- 印刷・同関連業に印刷加工サービスを設定した場合、これらの生産物は財のグループではなく、サービスのグループに置くことにならないか。また、製造業の中でも、ものによっては産出される生産物がサービスしか存在しないというものがあるのではないか。
 - NAPCS では財とサービスが同じ区分の中に入っている。産業分類との対応であれば、財とサービスとは区分される。
 - 物を加工するサービスを提供するのが製造業であるから、このサービスは製造業によって提供されていると考えて、製造とすることで良いと考える。

なお、加工サービスについては、完成品の製造形態の違いによってサービスを区別しないようにするというのが前回の研究会での議論であったと思うので、資料 1－2 の 7 ページの表現については修正が必要だと考える。設定された生産物分類(案)については、これでよい。

 - 製造業にサービスという生産物が並んで区分されることについては、製造業のサービス化が分かるという意味では貴重な情報になるとも思われる。
- 印刷において全ての工程を行っている場合には、生産物は賃加工ではなく、印刷という生産物になるとの認識でよいか。
 - 工業統計においては、製版から製本加工までを行っていれば印刷業としており、製本

だけを行っているものは賃加工としている。今回設定した生産物分類(案)では、原材料を購入していても、原材料は支給されていても完成品としては同じであることから、これらの加工サービスは原則としては設定しない。

→ その場合、生産物分類としては賃加工であるかどうかを区別はしないが、一次統計においてはこれらを分けて取ってもらう必要がある。

(資料 1－1 論点 2 のうち対処方針(案)の 2 点目について)

- 生産動態統計調査の品目分類で、国民経済計算の考え方をベースにした生産物分類となじまないものとは具体的に何か。
 - 具体的には、先程、話題になったエアコンディショナだ。GDP 推計を行う時には用途でないといけないため、工業統計の品目が適している。一方、鉱工業生産指数としては、生産動態統計の品目でなくてはならない。今後、生産物分類が標準分類となった場合を想定すれば、工業統計の品目のほかに、生産動態統計の品目も生産物分類とし、それに付番をするというアイデアもあるのではないかと考えた。
 - 生産動態統計において、必ず生産物分類を用いなければならないということにはならないと考えている。エアコンディショナに限らず、生産動態統計の全ての品目について、二重で分類を作成するとなると混乱を招く恐れがある。生産物分類は、生産動態統計では必ずしも用いなければならないものではないことを前提にした分類であることをどこかに記載しておくなどとする方が、統一的で良いと考える。これについては、分類に二重で設定する必要が本当に出てきた段階で再度検討することとする。

【2 個別分野（E 製造業②）の検討について】

(資料 2－3 補足 1 について)

- 「衣服」について、生産物分類(案)に設定された「乳幼児服」には、子供（学童）の服は入らないか。
 - 定義を確認する必要がある。
 - SNA の観点からすれば、制服のように産業向けに産出しているものを分けることは意味があると思うが、産出先が家計向けのようなものであるならば、ブラウスとワンピースを分ける意味や、男女を分ける意味はほぼないと思われる。これについては、調査実施者において何を調査したいのかという目的があれば、検討する必要がある。
- 「帽子」に関連して、ヘルメットやサンバイザーは生産物分類(案)に設定された「他の帽子（フェルト製、ニット製、帽体を含む）」に含まれるのか。
 - ヘルメットはスポーツ用具又は人体保護具に区分される。サンバイザーについては、取り扱いを確認する。
- 「衣服」、「下着」及び「帽子」については、基本的には設定された生産物分類(案)のとおりとすることで了承された。

(資料2－3 補足2について)

- 案1のように家具をまとめてしまうよりは、案2のように統合分類が用途別に区分されている方がよいと考える。
→ 「家具」の生産物分類(案)については、案2により設定することとする。

(資料2－3 補足3について)

- 「印刷」の生産物分類(案)については、生産動態統計の品目に基づいて設定した案2の方が、用途に着目してきれいに整理されているため、適切であると考える。
→ 案2を採用した場合、経済センサスではこれを使用すると思うが、工業統計でも案2を使用することで問題がないかどうかは気になる。SNAのことも考えると、経済センサスと工業統計で品目が全く異なるというのは避けなければならないと考える。
→ 案2を採用した場合、事業規模が比較的小さな印刷事業者が、調査で回答することが可能かどうかについては確認をする必要がある。
→ 「印刷」については案2を基本とするが、工業統計で使用する際に問題がないのかについては別途意見をもらうこととしたい。また、回答可能性については確認をお願いしたい。

(統合分類「砂糖、砂糖精製」について)

原料から製造された砂糖であるか、粗糖を精製した砂糖であるかは詳細分類で区分がされているため、統合分類の名称としては「砂糖」でよい。

(詳細分類「その他の蒸留酒・混成酒」について)

分類名称を「その他の蒸留酒・混成酒」としてしまうと、その他の醸造酒があった場合に区分先がなくなってしまうため、分類名称は「その他の酒」とする。

(統合分類「化学繊維・炭素繊維」について)

- 化学繊維と炭素繊維は、用途や産出先が異なると思われるため、2つに区分をした方が良いと考える。
→ 化学繊維の中でも、衣服用とそれ以外の用途のものがあることも考えられる。
→ 現在、設定されている化学繊維の8つの詳細分類のうち、用途が全く異なるものがあるのかどうかは確認を行う必要がある。

(以上)